第二十二条の十九の三の二第四号中「及び第六十六条第一項」を削り、「同令第六十二条」を「同条」に、「内部取引のうち、」を「内部取引（」に、「以外のもの」を「を除く。）」に改め、同条に次の二号を加える。

五　法人税法施行規則第六十二条の三の規定の適用については、同条第一号中「内部取引（」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項（令和九年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。）」とする。

六　法人税法施行規則第六十六条及び第六十七条の規定の適用については、同令第六十六条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引のうち、租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るもの以外のもの」とする。

第二十三条の二の三中「第四十条の二の三第二項第二号」を「第四十条の二の三第二項第一号」に、「第四十条の二の三第二項第一号」に改める。

第二十三条の三第一項中「第四十条の三第四号」を「第四十条の四第四号」に改め、同項第二号中「授業時間数が千七百時間」を「単位数が六十二単位」に改め、同条第二項中「第四十条の三第一号の三」を「第四十条の四第一号の三」に改める。

第二十三条の四を次のように改める。

（公益信託の信託財産とするために相続財産を支出した場合の相続税の非課税の特例を受けるための添付書類）

第二十三条の四　法第七十条第三項の規定の適用を受けようとする者が同条第五項に規定する申告書に添付する財務省令で定める書類は、同条第三項に規定する公益信託の受託者の同項の支出をした財産が当該公益信託の信託財産とするためのものである旨、当該財産を受け入れた年月日及び当該財産の明細並びに当該公益信託の当該財産の使用目的を記載した書類とする。

第二十三条の五の三第二十九項中「国税庁長官は、」の下に「別表第十一㈢から別表第十一㈤までの書式及び」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさを別表第十一㈢から別表第十一㈥までに定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第二十三条の五の四第二項第六号中「（昭和三十九年法律第百二十九号）」を削る。

第二十三条の八の八第二項第二号ハ中「第三号」を「次号」に改め、同項第三号中「第四百四十二条第四号」を「第四百四十二条第二号」に、「同条第五号」を「同条第三号」に、「同条第六号」を「同条第四号」に改める。

第二十五条の二第一項中「応じ、」を「応じ」に改め、同条第三項中「ほか、」を「ほか、当該登記を受ける者が」に、「日を」を「こと及びその日を」に、「及び」を「並びに」に、「ついての判決、」を「係る判決が確定した日又は」に、「又は」を「若しくは」に、「謄本」を「作成の日を証する書類」に改める。

第二十八条の見出し中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同条第一項中「次項及び第三項」を「以下この条」に、「同条第一項」を「同項」に、「マンション建替事業（第三号において「マンション建替事業」という。）」を「マンション再生事業」に、「当該マンション建替事業」を「当該マンション再生事業」に、「施行再建マンションの住戸」を「再生後マンションの住戸」に改め、同項第三号イ中「の施行再建マンション」を「の再生後マンション」に改め、「（施行令第四十二条の三第二項に規定する場合にあつては、㈠及び㈡に掲げる事項）」を削り、同号イ㈡を次のように改める。

㈡　当該登記を受ける者が取得する法第七十六条第一項第三号の土地に関する権利の価額に、施行令第四十二条の三第二項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額

第二十八条第一項第三号イ(3)を削り、同号ロ中「もの」を「者」に改め、同条第二項中「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に改め、同条第三項中「第七十六条第三項の」を「第七十六条第四項の」に改め、同項第一号中「第七十六条第三項第一号」を「第七十六条第四項第一号」に改め、同項第二号中「第七十六条第三項第二号」を「第七十六条第四項第二号」に改め、同号イ中「第七十六条第三項」を「第七十六条第四項」に改め、同号イ㈠中「第四十二条の三第四項第一号」を「第四十二条の三第三項第一号」に改め、同号ロ㈠中「第四十二条の三第四項第二号」を「第四十二条の三第三項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第七十六条第三項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事の証明書で、当該登記が同項に規定するマンション除却事業に伴い受けるものである旨、当該登記を受ける者が同項に規定する組合に該当する旨及び当該登記に該当する旨の記載があるものを添付しなければならない。

第三十条の三第一項第三号及び第四号中「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に改める。

第三十一条を第三十条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（診療所の用に供する建物を建築した場合の所有権の保存登記等の税率の軽減を受けるための手続等）

第三十一条　法第八十一条の二第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事の証明書で、その者が診療所（同項に規定する診療所をいう。以下この条において同じ。）の開設者又は管理者であること、当該登記に係る建物が施行令第四十二条の七第一項に規定する区域内に所在すること、当該建物が当該診療所の用に供するものであること及び当該建物に該当すること並びに当該建物の建築又は取得をした日の記載があるものを添付しなければならない。

2　施行令第四十二条の七第二項に規定する財務省令で定める補助は、同条第一項に規定する区域における診療所の承継・開業支援事業のうち施設整備事業に係る補助とする。

3　施行令第四十二条の七第二項に規定する財務省令で定める建物は、最寄りの一般病院（その有する病床が主として医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床である病院のうち、次に掲げる病院以外の病院をいう。）までの移動距離が七・五キロメートル以上となる位置に所在する建物とする。

一　主として理学療法又は作業療法を行う病院

二　その施設の全てが児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設である病院

4　法第八十一条の二第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事の証明書で、その者が診療所の開設者又は管理者であること及び当該登記に係る土地が同条第一項の規定の適用を受ける建物の敷地の用に供するものであること並びに当該土地の取得をした日の記載があるものを添付しなければならない。